

瀬戸市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第14号

瀬戸市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成8年瀬戸市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(消防長に準ずる職) 第2条 法第17条第3項の規則で定める消防長に準ずる職は、消防次長及び消防本部 <u>総務課長</u> とする。	(消防長に準ずる職) 第2条 法第17条第3項の規則で定める消防長に準ずる職は、消防次長及び消防本部 <u>消防課長</u> とする。
(庶務) 第13条 委員会の庶務は、消防本部 <u>総務課</u> において処理する。	(庶務) 第13条 委員会の庶務は、消防本部 <u>消防課</u> において処理する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。